

蒲郡市ひとり親家庭等学習支援事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、母子家庭、父子家庭又は養育者家庭（以下「ひとり親家庭」という。）の児童に対して、経済的理由等により、学習及び進学の様欲が低下し、又は十分に教育が受けられないことがないよう学習支援を行うことで、学習習慣を確立し、学習様欲及び進学率の向上を図ることを目的に実施するひとり親家庭等学習支援事業（以下「支援事業」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(実施主体)

第2条 支援事業の実施主体は、蒲郡市とし、支援事業を適切に運営できると認められる母子・父子福祉団体、NPO法人、学習支援を行う企業等（以下「事業者」という。）に対し、当該事業の実施の全部又は一部を委託するものとする。

(対象者)

第3条 支援事業の対象者（以下「対象者」という。）は、市内に住所を有する小学校3年生から中学校3年生までの児童であって、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）による児童扶養手当の受給世帯に属する児童
- (2) 前号に掲げる児童と同等の状況にあると認められる児童

(事業の内容)

第4条 この支援事業による支援の内容は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 対象者に対する学習支援
- (2) その他対象者の学習習慣の確立及び学習様欲の向上のための必要な支援
- (3) 前2号に掲げるもののほか、支援事業の目的を達成するために市長が必要と認める支援

(コーディネーター等の配置)

第5条 事業者は、支援事業の実施に当たり、学習支援員の募集、選定等の総合的な統括管理を行うコーディネーターを配置するものとする。

- 2 事業者は、支援事業の実施場所に、学習支援者の指導及び調整、会場運営に係る管理等を行う管理者を配置するものとする。ただし、前項のコーディネーター

と管理者は兼務することができる。

(学習支援員)

第6条 事業者は、支援事業の実施にあたり、学習支援員を1人以上置くものとする。

2 学習支援員は、ひとり親家庭の子どもの福祉の向上に理解及び熱意を有すると認められる者であって、第4条各号に掲げる支援を適切に行うことができる人材とする。

(実施方法等)

第7条 支援事業の利用料は、無料とする。

2 支援事業に係る教材費及び交通費は、支援事業を利用する者の保護者が負担するものとする。

(個人情報の保護)

第8条 事業者、コーディネーター、管理者及び学習支援員は、支援事業の実施に当たって知り得た対象者及びその保護者の個人情報を漏らしてはならない。また、支援事業終了後も同様とする。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、支援事業の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。